PFI事業に係る実施方針の策定の見通し(平成28年度)

平成28年10月 国土交通省

特定事業	期間	概要	公共施設等	実施方針の	担当
の名称			の立地	策定時期	
福岡空港	公共施設等運営権定日から	運営権者は、以下の福岡空港特	福岡県福岡市	平成29年3月頃(予定)	航空局ネットワーク部
特定運営事業等	30 年間。 ただし、 期間延	定運営事業等を実施する。	博多区		航空ネットワーク企画課
	長の場合の最長期間は、公	• 空港運営等事業			空港経営改革推進室
	共施設等運営権設定日から	・ビル施設等事業 等			直通: 03 -5253-8714
	35 年間(予定)。	(予定)			
高松空港	公共施設等運営権定日から	運営権者は、以下の高松空港特	香川県高松市	航空局HPにて公表(平成 28 年	航空局ネットワーク部
特定運営事業等	15 年間。 ただし、 期間延	定運営事業等を実施する。		7月8日)	航空ネットワーク企画課
	長の場合の最長期間は、公	• 空港運営等事業		http://www.mlit.go.jp/koku/koku_	空港経営改革推進室
	共施設等運営権設定日から	・ビル施設等事業 等		tk5_000090.html	直通: 03 -5253-8714
	55 年間。				
大阪第6地方合	事業契約締結日から平成	PFI 事業者は、大阪第6地方合	大阪府大阪市	平成 28 年 10 月末頃、近畿地方整	近畿地方整備局営繕部
同庁舎 (仮称)	44年3月 (予定)	同庁舎(仮称)の設計業務、建	中央区	備局 HP にて公表(予定)	計画課
整備等事業		設業務、工事監理業務、維持管		http://www.kkr.mlit.go.jp/build/p	代表: 06-6942-1141
		理業務、運営業務を実施する。		olicy/pfi/oosaka6/index.html	(内線 5171)

[※]この見通しは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)第 15 条第 1 項の規定により公表するものです。